

## 道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
姫路河川国道事務所	一般国道	2号	自) 明石市魚住町清水字鳥喰下地先 至) 兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原字西坂地先	平成28年4月1日	
姫路河川国道事務所	一般国道	29号	自) 姫路市太市中字境谷地先 至) 宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧ください。  
路線が重複する道路は上位路線で指定しています。  
占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。